

改定箇所	改定前	改定後
P2 第9条 (受渡決済)	第9条 本サービスにおける売買取引の受渡は、当社が執行した注文の約定を確認した日から起算して<u>4営業日目</u>に、香港ドル建で行うものとします。 2 お客様口座における香港ドル預り金への入金または出金は、当社において円と香港ドルの交換により行うものとし、お客様の香港ドル建ての銀行預金口座と当社口座との振替は行えないものとします。 3 前項の円と香港ドルの交換を行える額は、お客様口座のお預り残高・取引状況等に応じて当社が定める金額までとします。	第9条 本サービスにおける売買取引の受渡は、当社が執行した注文の約定を確認した日から起算して<u>3営業日目</u>に、香港ドル建で行うものとします。 2 お客様口座における香港ドル預り金への入金または出金は、当社において円と香港ドルの交換により行うものとし、お客様の香港ドル建ての銀行預金口座と当社口座との振替は行えないものとします。 3 前項の円と香港ドルの交換を行える額は、お客様口座のお預り残高・取引状況等に応じて当社が定める金額までとします。